

議案 第119号 資料

那須塩原市三島体育センターほか1施設の指定管理者の指定について

1 主な管理業務等の内容

- (1) 指定体育施設の利用の許可等に関する業務
- (2) 指定管理施設の施設（附属施設及び器具を含む。）の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務

2 導入形態

特定の団体を選定（那須塩原市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条第2項による。）

3 選定結果

那須ヘルスセンター株式会社

4 選定理由

当該施設は、市民のスポーツ活動の推進を図り、健康増進と体力向上の用に供することを目的として設置された施設である。安定的な施設運営と良質な市民サービスの提供を実現するため、現在、黒磯・塩原地区体育施設等の指定管理業務を実施しており、丁寧かつ適切な施設管理の実績を持つ団体を選定

5 選定団体の概要

- (1) 設立年月日 昭和35年11月30日
- (2) 主な事業内容
 - ア 運動施設の維持管理業
 - イ 運動技術の指導並びにその情報提供業
 - ウ 運動施設の所有
 - エ スポーツ用品の販売